
出席議員(17名)

| | | | | | |
|-----|--------|---|-----|--------|---|
| 1番 | 平間 奈緒美 | 君 | 2番 | 佐々木 裕子 | 君 |
| 3番 | 佐久間 光洋 | 君 | 4番 | 高橋 たい子 | 君 |
| 5番 | 安部 俊三 | 君 | 6番 | 佐々木 守 | 君 |
| 7番 | 広沢 真 | 君 | 8番 | 有賀 光子 | 君 |
| 9番 | 水戸 義裕 | 君 | 10番 | 森 淑子 | 君 |
| 11番 | 大坂 三男 | 君 | 12番 | 舟山 彰 | 君 |
| 14番 | 星 吉郎 | 君 | 15番 | 加藤 克明 | 君 |
| 16番 | 大沼 惇義 | 君 | 17番 | 白内 恵美子 | 君 |
| 18番 | 我妻 弘国 | 君 | | | |

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

町長部局

| | | |
|--------------------|-------|---|
| 町長 | 滝口 茂 | 君 |
| 副町長 | 平間 春雄 | 君 |
| 会計管理者 | 村上 正広 | 君 |
| 総務課長補佐 | 馬場 敏雄 | 君 |
| まちづくり政策課長 | 平間 忠一 | 君 |
| 財政課長 | 水戸 敏見 | 君 |
| 税務課長 | 武山 昭彦 | 君 |
| 町民環境課長 | 佐藤 富男 | 君 |
| 健康推進課長 | 大場 勝郎 | 君 |
| 福祉課長 | 駒板 公一 | 君 |
| 子ども家庭課長 | 笠松 洋二 | 君 |
| 農政課長併 農業委員会事務局長 | 加藤 嘉昭 | 君 |

| | |
|---------|--------|
| 商工観光課長 | 菅野敏明君 |
| 都市建設課長 | 大久保政一君 |
| 上下水道課長 | 加藤克之君 |
| 槻木事務所長 | 高橋礼子君 |
| 危機管理監 | 相原健一君 |
| 地域再生対策監 | 宮城利郎君 |
| 税収納対策監 | 小笠原幸一君 |
| 公共施設管理監 | 小野宏一君 |

教育委員会部局

| | |
|--------|-------|
| 教 育 長 | 阿部次男君 |
| 教育総務課長 | 小池洋一君 |
| 生涯学習課長 | 加茂和弘君 |

その他の部局

| | |
|--------|-------|
| 代表監査委員 | 中山政喜君 |
|--------|-------|

事務局職員出席者

| | |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 長谷川 敏 |
| 主 査 | 太 田 健 博 |

議 事 日 程 (第4号)

平成24年3月8日(木曜日) 午前9時30分 開 議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 3 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 4 議案第 1号 固定資産評価審査委員の選任について
- 第 5 議案第 2号 町道路線の認定について
- 第 6 議案第 3号 柴田町と宮城県信用保証協会との損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例
- 第 7 議案第 4号 柴田町地区集会所条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第 5号 柴田町町税の一部を改正する条例

- 第 9 議案第 6号 柴田町福祉委員設置条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第 7号 柴田町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第 8号 柴田町児童デイサービス施設条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第 9号 柴田町敬老祝金等支給条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第10号 柴田町地域活動支援センター条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第11号 柴田町介護保険条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第12号 柴田町営住宅条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第13号 柴田町水防協議会条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第14号 指定管理者の指定について（柴田町デイサービスセンターさくら苑）
- 第18 議案第15号 23災第11044号外道路災害復旧工事（町道槻木172号線外1
路線）請負契約について
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開 議

○議長（我妻弘国君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は17名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（我妻弘国君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において6番佐々木守君、7番広沢真君を指名いたします。

日程第2 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第3 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第4 議案第1号 固定資産評価審査委員の選任について

○議長（我妻弘国君） 日程第2、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、日程第3、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、日程第4、議案第1号固定資産評価審査委員の選任については、人事案件でありますので、全員協議会にお諮りしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 異議なしと認めます。

これより直ちに委員会室において全員協議会を開催いたしますので、ご参集お願いいたします。

それでは、ただいまから休憩いたします。

なお、全員協議会終了次第、再開いたします。

午前9時31分 休 憩

午前9時38分 再開

○議長（我妻弘国君） 再開いたします。

日程第2 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（我妻弘国君） 日程第2、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての提案理由を申し上げます。

人権擁護委員佐久間捷哉氏が、平成24年6月30日付をもって任期満了となり、佐久間氏から後進に道を譲りたいとの申し出がありました。つきましては、新たに高平和彦氏を人権擁護委員に推薦いたしたく議会の意見を求めるものでございます。

高平氏は、平成23年3月31日柴田町立船迫小学校長を退職され、教員としての豊富な経験とともに人格見識も高く、人権擁護委員の使命であります基本的人権が侵害されることのないよう、その救済のため速やかに適切な処置をとれる方でございます。

人権思想の普及高揚に努めていただける適任者として高平和彦氏を新たに人権擁護委員に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

何とぞご同意くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） これより討論に入りますが、議会運営基準により討論は省略いたします。

これより諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての採決を行います。

本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、これに同意することに決定いたしました。

日程第3 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（我妻弘国君） 日程第3、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての提案理由を申し上げます。

人権擁護委員木島基子氏は、平成24年6月30日をもって任期満了となりますが、再度人権擁護委員に推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

木島氏は、平成21年7月から柴田町の人権擁護委員として法務大臣からの委嘱を受け、現在に至るまで町民のために人権擁護に関する相談や各種相談に懇切丁寧に対応していただいております。

また、仙台法務局大河原支局管内の活動では、「人権教室」を担当し、仙南地域の小学校を訪問しての「人権紙芝居」や「人権絵本の読み聞かせ」の実践を通じて、人権思想の普及高揚に努めていただいております。

つきましては、人格見識が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある木島基子氏を引き続き町の人権擁護委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

何とぞご同意くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） これより討論に入りますが、議会運営基準により討論は省略いたします。

これより諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての採決を行います。

本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、これに同意することに決定いたしました。

日程第4 議案第1号 固定資産評価審査委員の選任について

○議長（我妻弘国君） 日程第4、議案第1号固定資産評価審査委員の選任についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第1号固定資産評価審査委員の選任についての提案理由を申し上げます。

現在、固定資産評価審査委員としてご活躍いただいております井上武夫氏は、平成24年4月12日をもって任期満了となります。昨今、土地や新・増築家屋に係る固定資産の評価については、町民の関心度も高くなってきていることから、固定資産評価審査委員の重要性も増し、さらに公正な審査を確保する必要があるとございます。

このようなことから、建築士の資格を有し、住宅関係に係る価格動向や評価について精通しており、実務経験も豊かで職務執行能力も十分兼ね備えた井上武夫氏を再任いたしたく、ご提案申し上げる次第でございます。

何とぞご同意くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） これより討論に入りますが、先例により討論は省略いたします。

これより議案第1号、固定資産評価審査委員の選任についての採決を行います。

本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、議案第1号固定資産評価審査委員の選任については、これに同意することに決定いたしました。

日程第5 議案第2号 町道路線の認定について

○議長（我妻弘国君） 日程第5、議案第2号町道路線の認定についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第2号町道路線の認定についての提案理由を申し上げます。

今回の町道路線の認定は、船岡東四丁目に位置します船岡東30号線から中曽根集会所と中曽根公園を連絡する既に舗装のされている路線を町道として認定するものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（大久保政一君） それでは、7ページになります。

議案第2号町道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定に基づき、町道の路線を次のように認定することの議決をお願いするものであります。

議案第2号の関係資料、別紙になりますけれども、参照願います。

船岡東30号線から中曽根集会所、中曽根公園まで、船岡東65号線として認定をお願いするものであります。

下の表をごらんください。

路線名は、船岡東65号線、起点であります。柴田町船岡東四丁目63地先から、終点であります柴田町船岡東四丁目65-1地先までであります。延長につきましては53.9メートル、幅員については4.0から5.3メートルであります。既に舗装がされております。今回おくれましたが、公道から格上げ認定を行い、管理を行うものであります。どうぞよろしく願います。

○議長（我妻弘国君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第2号、町道路線の認定についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第3号 柴田町と宮城県信用保証協会との損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例

○議長（我妻弘国君） 日程第6、議案第3号柴田町と宮城県信用保証協会との損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第3号柴田町と宮城県信用保証協会との損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例についての提案理由を申し上げます。

この条例は、中小企業者等の事業再生と持続的な生産性の向上に迅速に対処するための法整備を行うものであります。また、東日本大震災により多くの中小企業が被害を受け、既存の債務が負担となり事業再生のための新規資金調達が困難となる問題が発生しています。国は、「二重債務問題への対応方針」に基づき、独立行政法人中小企業基盤整備機構等が出資する宮城産業復興機構の設立、国が出資する株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の設立、個人債務者の私的整理に関するガイドライン策定等による債務整理の仕組みがつけられました。

この債務整理に町の振興資金制度が該当する場合、宮城県信用保証協会から宮城産業復興機構等に求償権を譲渡するに当たり、町が求償権による回収納付金を受け取る権利を放棄することが前提となるため、あわせて本条例に規定し、中小企業の再生に迅速に対処するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（菅野敏明君） それでは、ご説明を申し上げます。

議案第3号柴田町と宮城県信用保証協会との損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例についてご説明申し上げます。

柴田町中小企業振興資金融資制度に基づきまして、県と町と県信用保証協会が締結している損失補償契約において、県信用保証協会が代弁済後、求償権を放棄、または譲渡する場合、町も回収納付金を受け取る権利の全部、または一部を放棄することになります。本来であれば地方自治法第96条第1項第10号によりまして、条例に特別の定めのある場合を除き議会の議決を要することになりますが、昨今の東日本大震災によります被害を受けました中小企業者等の債務負担を軽減し、一刻も早い事業再生を図るため、事業の再生に資すると認めるときは、当該求償権に係る回収納付金を受け取る権利の全部、または一部を放棄することが前提となっております。そのために条例を制定するものでございます。

なお、宮城県下一斉におきまして、市町村が同一歩調をとりまして条例を制定するということで、ただいま各市町村でも取り組んでございます。しかしながら、本町の場合の振興資

金の限度額が700万円でございます。この条文の中でそう確認をしているところ、今のところ柴田町には該当していないというふうな連絡もいただいております。

なお、議会に対する報告というふうなことになりますが、当事案が発生した場合、放棄等の処理を行った場合は損失補償金として歳出予算の中で計上させていただき、ご説明を申し上げたいというふうに考えてございます。

それでは、お手元の議案書の9ページをお願いしたいと思います。

第1条は、目的でございます。

信用保証協会法の規定に基づき、宮城県信用保証協会が中小企業者等に対する求償権を行使して回収金を取得した場合、町に納入される納付金の受け取りの権利を放棄することによって、中小企業者等の事業再生を支援することを目的といたしてございます。

第2条でございます。

定義について用語の意義を定めてございます。

第1号は、中小企業者等を定めたものでございます。

第2号は、町と宮城県信用保証協会が町中小企業振興資金融資規則第7条に基づく債務補償に係る損失に対して、町が補償する損失補償契約を定めてございます。

第3号でございますが、宮城県信用保証協会が債務保証を履行した場合に取得する中小企業者等に対する求償権を定めてございます。

第4号は、宮城県信用保証協会が損失補償の契約の対象となる保証債務に係る求償権を行使し、取得した回収金を損失補償契約の定めによりまして町に納入する回収納付金を定めてございます。

第5号は、東日本大震災に係る災害の用語でございます。

10ページをお開きいただきたいと思います。

第3条は、回収納付金を受け取る権利の放棄について定めてございます。町長は、宮城県信用保証協会が損失補償契約の対象となる保証債務に係る求償権の放棄、または不等価譲渡の申し出を受けた場合、事業の再生に資すると認めるときは求償権に係る回収納付金を受け取る権利の全部又は一部を放棄できる事項を法律に基づき再生に関する計画を定めてございます。

第1号は、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に規定する中小企業再生支援協議会の定める事項に基づき、策定された再生計画に該当するものでございます。

第2号は、独立行政法人中小企業基盤整備機構が投資事業有限責任組合の支援に基づき、

策定された再生計画に関する計画でございます。

第3号は、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律で定める株式会社整理回収機構の支援に基づき、策定された再生に関する計画でございます。

第4号は、株式会社企業再生支援機構が支援機構法の規定により、支援決定を行った再生計画に関する計画でございます。

第5号でございますが、産活法に規定する特定認証紛争解決手続により成立いたしました再生に関する計画でございます。

第6号は、個人債務の私的整理に関するガイドライン、これは平成23年7月につくられましたけれども、に基づき成立した弁済に関する計画でございます。

第7号は、東日本大震災により被害を受けた中小企業者等を支援する宮城県復興機構投資事業有限責任組合に対して行う求償権の譲渡でございます。これは不等価譲渡だけに限られてございます。

第8号は、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が支援機構法の規定により、支援決定を行った事業再生計画でございます。これも不等価譲渡のみが対象になります。

11ページになります。

第4条は委任でございます。

附則であります、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、概要についてご説明を申し上げました。ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。** 質疑ありませんか。3番佐久間光洋君。

○3番（佐久間光洋君） ただいま説明いただきましたけれども、ちょっと中身がよくわからないというか、例えばサンプルを提示して、ある会社が1,000万円借りたとか何かという、そういう金の流れが実際どういうふうなものになるのか、そういった説明はやっていただけませんか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（菅野敏明君） お金の流れということになりますと、まず町の方では中小企業の振興資金の規則に基づきまして、まず中小企業者の方に融資を行います。まず申請者が最初に商工会を通じまして、商工会と相談の上、事前協議を行っていただき、それから、それが調いますれば、借り入れ金融機関のほうに申し込んでいただきます。

金融機関は、その企業者から商工会に協議が調いましたよというふうなことになるまし

て、今度はその融資規則に基づきまして商工会長が町長に協議をいたします。それでまた商工会のほうに回答しまして、その回答が金融機関に行きます。金融機関から県の信用保証協会のほうに承認を求めます。その企業が審査をされまして融資が大丈夫だというふうなことになるれば決定ということで、それを受けまして金融機関は企業に融資するというふうな流れが一つでございます。

それで、先ほど申し上げましたけれども、最高額で運転資金は500万円、それから設備資金は700万円、併用の場合は上限700万円というふうな規定に基づきまして融資をされます。今回のこの不等価譲渡、それから放棄の件でございますけれども、そこで融資をされた企業がさまざまな法律に基づいて再生を図るというふうな点と、それから東日本大震災に伴いまして、二重債務が問題になっていまして、その債務がなければその企業が再生できるというふうな決定があれば、その協議会の中で決定がされれば、それに伴いまして信用保証協会がその債務を一たん弁済をするということになります。

弁済をいたしまして、ここでいきますと、宮城産業復興機構の例をとってお話ししますと、そこから一たんの債務が、例えば500万円の債務の弁済を受けたとします。これは金融機関に入ります。500万円のうち、損失補償契約を町と信用保証協会が結んでいるものですから、そのうちの8割は株式会社日本政策金融公庫、これ国の機関です。それが保険機能ですけれども、その500万円の80%は保険が適用になります。

残りの20%を町、それから信用保証協会、金融機関で負担をするというふうなことになるまして、その金額が例えば500万円のやつが圧縮されて、債権買い取りになって例えば半額になったと。250万円になったというふうになれば、500万円を1回代弁済しているものですから、400万円は国の保険関係から出ます。その債務が半分になったものですから、200万円が返済される。町の部分につきましては、残り20%部分のおおむね6割程度になります。それを含めるとおおむね50万円ぐらいと。それを町のほうは負担します。

実際は不等価譲渡で処分しなければ、その50万円は資金が回収されれば町のほうに戻ってくるんですけども、それが債権が半分でしか売れなかったということになれば、その半分は戻らなくなるということで、その金額を放棄するというふうな流れになります。それが不等価というふうなことになるまして、買い取り機関は機構とってファンドです。いろいろ出資組合がありまして、その中で例えば500万円の債権だったんだけど、この計画の中でこの企業については圧縮されて、例えば250万円になったと、半額になったと。それでも譲渡をして新しく再生ができる。

もう一つのメリットは、そういうふうには債権が半額になってもメリットがあるというのは、新しい融資が受けられるということになります。過重債務が取り除かれて新しい融資を受けられるというふうなことで、事業が再開できるというふうなことで、これらの手続を早期に進めることによって企業が再生できるというふうな観点で、今回、回収納付金の放棄、または一部放棄というふうなことでお願いしたいような状況でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしといたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第3号、柴田町と宮城県信用保証協会との損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第4号 柴田町地区集会所条例の一部を改正する条例

○議長（我妻弘国君） 日程第7、議案第4号柴田町地区集会所条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第4号柴田町地区集会所条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

第27区集会所は、老朽劣化に伴い、近接地への新築移転工事を昨年9月に工事着工し、平成24年2月末に完成いたしました。これに伴い、集会所の位置を改めるものでございます。

改正条例の施行期日は、平成24年4月1日からになります。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） 議案第4号、13ページになります。

柴田町地区集会所条例の一部を改正する条例です。

第27区集会所海老穴地区の集会所、あすが完了検査になりますが、その後引き受けとなります。場所が海老穴に向けて白山トンネルを抜けたすぐ左手の方に位置を変えました。それに伴いまして、条例中、所在地、位置を別表第1で記載しておりますので、その内容について改正を行います。

13ページごらんください。

改正後の新たな位置、第27区集会所、柴田町大字海老穴字海老沢49番地になります。4月1日からの施行となります。以上です。

○議長（我妻弘国君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。11番大坂三男君。

○11番（大坂三男君） 前と場所が移ったということですが、前の集会所はどうなるのか。跡地利用というか、そういうものも含めて。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） 関連工事として解体し平場に戻します。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○11番（大坂三男君） その平場に戻した跡地は、原則として近隣の方に買ってもらうとかと
いうようなことはないのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） 土地そのものは借りておりました、地域の方から。それをきれい
にして戻すということになります。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第4号、柴田町地区集会所条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 5 号 柴田町町税条例の一部を改正する条例

○議長（我妻弘国君） 日程第 8、議案第 5 号柴田町町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第 5 号柴田町町税条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、平成23年12月2日に「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」及び「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律」が、並びに平成23年12月14日に「地方税法の一部を改正する法律」がそれぞれ公布されたことに伴い、柴田町町税条例の一部改正を行うものでございます。

改正の主な内容は、東日本大震災を受け、平成23年度から平成27年度までの5年間に地方公共団体が実施する防災費用の財源として、平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の住民税に限り、均等額の税率に500円を加算すること及び税源移譲として町たばこ税の税率が、平成25年4月1日以降に売り渡し等が行われた製造たばこについて増額されることなどについての改正でございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。税務課長。

○税務課長（武山昭彦君） それでは、柴田町町税条例の一部を改正する条例の詳細説明を申し上げます。

ただいま提案理由でも申し上げましたが、この改正内容は、「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」が制定され、また、「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律」と「地方税法の一部を改正する法律」がそれぞれ公布、施行されたことに伴い、今回町税条例の一部を改正する条例の制定を行うものであります。

改正内容の主なものとしたしましては、東日本大震災復興基本法の理念に基づき、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する財源を確保するため、臨時の措置として個人住民税の均等割の標準税率の引き上げを行うものと、都道府県と市町村との歳入の増減を調整するため、都道府県たばこ税の一部を市町村たばこ税に移譲するものなどの改正であります。

それでは、議案書15ページをお開きください。

議案第5号柴田町町税条例の一部を改正する条例です。

柴田町町税条例（昭和32年柴田町条例第56号）の一部を改正する条例です。

第95条、たばこ税の税率につきましては、旧3級品以外の町たばこ税の税率を、平成25年4月1日以後に売り渡し等が行われる製造たばこから1,000本につき4,618円から5,262円に改めるもので、644円市町村税率が上がり、その分同額の都道府県税率が下がり税源が移譲されることになるもので、たばこの購入価格に変更はございません。

附則になります。

附則第9条、町民税の分離課税に係る所得割額の特例につきましては、退職所得の分離課税に係る所得割について、所得割額からその10分の1に相当する金額を控除する特別措置を廃止するもので、平成25年1月1日から適用となるものです。

第16条の2、たばこ税の税率の特例につきましては、冒頭で説明いたしました改正条例第95条と同様の改正内容となり、旧3級品の町たばこ税の税率を、平成25年4月1日以後に売り渡し等が行われる製造たばこから1,000本につき2,190円から2,495円に改めるもので、305円市町村税率が上がり、その分の同額の都道府県税率が下がり税源が移譲されることになるものです。たばこの購入価格に変更はございません。

参考といたしまして、3級品のたばこにつきましては、エコー、わかばといった製造たばこなどが該当し、改正条例第95条の旧3級品以外のたばこはマイルドセブン、セブンスターといった国産の製造たばこなどと、ケント、ラークといった外国たばこなどが該当いたします。

16ページから17ページになります。

第26条、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例につきましては、個人住民税に係る雑損控除の災害関連支出の範囲を拡大する必要性から、改正するもので、地方税法施行令で規定していたものを特例を強化し、地方税法で規定したことによる法改正で、法令改正による文言の修正等を行うもので、第1項は、東日本大震災に係る買いかえ資産の取得価格等の延長

の特例に係る土地の譲渡が困難になった場合、この特例による延長後の譲渡期間を平成25年12月31日と定めるものです。

第2項は、雑損控除額等に係る関連支出等の対象期間の延長の特例を規定するもので、3年以内に支出されたものを追加するものです。

17ページになります。

第29条、個人の町民税の税率の特例等につきましては、東日本大震災からの復興を図ることを目的として、東日本大震災復興基本法第2条の基本理念に基づき、全国にかつ緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、臨時の措置として個人住民税の均等割の額の標準税率の引き上げを行うもので、平成26年度から平成35年までの10年間、現行3,000円の均等割額を500円引き上げ3,500円とするものです。

なお、参考といたしまして、県民税につきましても同様に、均等割額現行1,000円の均等割額が500円引き上がり1,500円となります。これにより、平成26年度から町民税、県民税を合わせた均等割額は、現行4,000円が1,000円引き上がり5,000円となり、さらに本年度、平成23年度から課税されております県民税のみやぎ環境税1,200円が上乗せされ6,200円となります。

17ページの中段以降は、今回の改正条例の附則であります。

附則の第1条、施行期日は、この条例は、公布の日から施行するものですが、第1項附則第9条の改正規定、町民税の退職所得の分離課税に係る所得割の額の特例等の規定は、平成25年1月1日と規定するものです。

第2項の第95条のたばこ税の税率、附則の第16条の2のたばこ税の税率の特例のそれぞれの改正規定は、施行期日を平成25年4月1日とするものです。

第2条、町民税に関する経過措置は、平成24年12月31日以前に支払うべき退職所得等に係る分離課税に係る所得割については、従前の例によるものです。

第3条、町たばこ税に関する経過措置は、平成25年4月1日以前に課すべきであった町たばこ税については、従前の例によるものです。

以上、詳細説明といたします。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。** 質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第5号、柴田町町税条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第6号 柴田町福祉委員設置条例の一部を改正する条例

○議長（我妻弘国君） 日程第9、議案第6号柴田町福祉委員設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第6号柴田町福祉委員設置条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、平成21年柴田町議会第1回定例会において、議員提案による「議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」の一部改正が行われたことに伴い、柴田町福祉委員設置条例で引用している福祉委員の旅費規定に変更が生じたため、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） それでは、議案第6号柴田町福祉委員設置条例の一部を改正する条例の詳細説明をいたします。

町では、福祉行政を円滑に推進し、社会福祉の推進に資するため、柴田町福祉委員を設置しております。柴田町福祉委員は、国から委嘱されている民生委員の方に対し、あわせて町長が委嘱しているもので、現在72名であります。

今回の条例改正は、町福祉委員の旅費に関する規定でありまして、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例を引用しておりますが、平成21年柴田町議会第1回定例会において、議員提案により議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正が行われておりますことから、福祉委員の旅費規定に変更が生じたため、所要の改正を行うものであり

ます。

議案書19ページをごらんいただきます。

条例の説明をいたします。

柴田町福祉委員設置条例の一部を改正する条例。

柴田町福祉委員設置条例（昭和33年柴田町条例第62号）の一部を次のように改正する。

改正する条項は、委員の旅費及び出席費用弁償を規定する第5条であります。

旅費の欄で、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年柴田町条例第11号）の議員相当額とする「第3条別表第1」を「別表第2」に改正するものであります。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（我妻弘国君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第6号、柴田町福祉委員設置条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第7号 柴田町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

○議長（我妻弘国君） 日程第10、議案第7号柴田町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第7号柴田町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に關す

る法律」の施行により、児童福祉法の一部改正が行われたことに伴い、柴田町放課後児童クラブ条例で引用している条項に変更が生じたため、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） それでは、補足説明を申し上げます。

議案第7号柴田町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例でございます。

今回の改正は、平成24年4月1日施行となります「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」第5条にて、児童福祉法の一部が改正されたことに伴う改正でございます。

児童福祉法の改正では、第34条の7から、第34条の19までを1条ずつ繰り下げるとした改正規定に基づきまして、柴田町放課後児童クラブ条例第2条中に規定する児童福祉法適用条番号の「第34条の7」を「第34条の8」に改正するものでございます。

それでは、21ページになります。

ただいま申し上げましたとおり、改正条番号の改正後の改正ということになりまして、附則としましては、施行期日をこの条例は、平成24年4月1日から施行すると定めるものでございます。

以上で補足説明といたします。よろしくようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。質疑ありませんか。**

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第7号、柴田町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 11 議案第 8 号 柴田町児童デイサービス施設条例の一部を改正する条例

○議長（我妻弘国君） 日程第11、議案第8号柴田町児童デイサービス施設条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第8号柴田町児童デイサービス施設条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、「障害者自立支援法」及び「児童福祉法」が改正され、児童デイサービスが、児童福祉法に基づく新たなサービスである「児童発達支援」として規定されたことから、現行の提供サービス内容を児童福祉法の規定に沿った内容に改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） それでは、補足説明を申し上げます。

ただいま町長が提案理由で申し上げましたとおり、平成22年12月10日公布の法律第71号、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」による障害者自立支援法、児童福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の改正に伴い、現行の柴田町児童デイサービス施設条例を改正法令の規定に基づき改正するものでございます。

主な改正点といたしましては、児童デイサービスの根拠規定であります障害者自立支援法第5条第7項の規定が削除されることに伴い、新たに改正児童法において障害児通所支援事業が創設され、児童デイサービス事業が児童福祉法第6条の2、第2項に規定する児童発達支援に移行することから、適用法令及び条項番号並びに名称、文言を改正児童法の規定に合わせた改正を行うものでございます。

23ページでございます。

初めに、条例の名称を、ただいまご説明申し上げました児童デイサービスを規定する根拠

規定が削除されることから、そして、児童福祉法の中での児童発達支援、障害児の通所支援事業となることから、名称を「柴田町障害児通園施設条例」とするとともに、同様に第1条で施設名称を改めるものでございます。

第2条は、施設の設置規定です。改正児童福祉法、児童発達支援の規定に準じた内容とするものでございます。

第3条第1号は、実施事業の根拠法の変更に伴う改正規定でございます。

次のページをお願いいたします。

第4条は、通園できる対象者を規定しております。根拠法の変更に伴う改正規定でございます。

第5条は、手続規定です。根拠法の変更に伴うサービス名称を改正するものでございます。

第6条は、使用料規定でございます。根拠法の変更に伴うサービス名称と費用規定を改正するものでございます。改正後は、町が当該障害児の保護者に対し障害児通所給付費ということで支給をすることになります。また、算定費用の負担の額につきましては、改正前と改正後の金額の変更はございません。

附則でございます。

施行期日、この条例は、平成24年4月1日から施行する。

経過措置といたしまして、この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の柴田町児童デイサービス施設条例の規定によりなされた手続、処分その他の行為は、改正後の柴田町障害児通園施設条例の相当規定によりなされた手続、処分その他の行為とみなすということで、経過措置を設けてございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

- 議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。** 質疑ありませんか。17番白内恵美子さん。
- 17番（白内恵美子君） 第2条に、知識技能の付与という言葉が追加されたんですが、このことによって何か変わるのでしょうか。子供たちへの保育の内容が変わるのでしょうか。
- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。
- 子ども家庭課長（笠松洋二君） これは新たな改正法の中での児童福祉法第7条で規定されております障害児入所施設における文言の中に、この知識技能の付与ということがございまして、具体的に申し上げますと、これは独立、自活に必要な知識技能ということで、自立した生活への訓練を提供するということですので、これまでもむつみ学園で行ってきた、こ

ういう名称はございませんでしたが、むつみ学園で行ってきた業務と変わるものではないんですが、上位法のほうの規定での内容に合わせて今回改正をするということでございます。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第8号、柴田町児童デイサービス施設条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第9号 柴田町敬老祝金等支給条例の一部を改正する条例

○議長（我妻弘国君） 日程第12、議案第9号柴田町敬老祝金等支給条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第9号柴田町敬老祝金等支給条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

高齢者の方の長年の社会的貢献に対し、感謝と敬意の意をあらわし、また福祉の増進を図ることを目的として敬老祝金等の支給を行っているところであります。

今回の改正の内容は、100歳の方へ敬老祝品の支給要件の緩和、88歳の方への敬老祝金については、地区敬老会のあり方との関連から、支給対象者の設定基準の変更などを行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） それでは、議案第9号柴田町敬老祝金等支給条例の一部を改正す

る条例についての詳細説明を行います。

ただいま町長が提案理由で申し上げましたとおり、柴田町では高齢者の方の長年の社会的貢献に対し、感謝と敬老の意を表し、また福祉の増進を図ることを目的としている敬老祝金等の支給を行っているところであります。

現在の敬老祝金等の支給状況を申し上げますと、毎年1月1日から12月31日までに88歳の年齢に該当し、かつ4月1日現在において柴田町に住所を有するものに対し、敬老祝金として1万円を支給し、また100歳に達し、かつ100歳の誕生日まで引き続き10年以上柴田町に住所を有する者に対し、その者の誕生日にその年に限り敬老祝品を贈るとなっております。

これまで敬老祝金等支給してきた経過の中で、敬老会を主催している行政区からの要望、また長寿化社会において100歳の誕生日を迎える対象者がふえてきたことでの課題も出てきております。そのため、88歳の方への敬老祝金については地区敬老会のあり方との関連から、支給対象者の基準の変更や100歳の方の敬老祝品の支給要件の緩和などの改正を行うものであります。

議案書25ページをごらんいただきます。

柴田町敬老祝金等支給条例の一部を改正する条例でございます。

支給を規定する第2条でございます。

第1項は、88歳の年齢に達しかつ当該年の4月1日現在において柴田町に住所を有する者に敬老祝金として1万円を支給するものですが、対象年齢に達する時期を毎年1月1日から12月31日までの歴年から、毎年4月1日から翌年3月31日までの年度に改正するものと文言の整理をするものであります。

88歳の方への支給する敬老祝金は、条例第5条により、各行政区で行われている地区敬老会に合わせて支給しております。多くの行政区では、77歳になられた方から地区敬老会へ招待することとなっており、年度区切りの同級生基準となっております。地区敬老会を主催する行政区からの要望もあり、支給基準を年から年度に変更することにより、敬老会時に同級生と一緒に米寿を祝うことができるよう改正するものであります。

続いて、第2項は、100歳に達した方に敬老祝品を贈るものでありますが、100歳の誕生日まで引き続き10年以上を削除するものです。100歳を迎えられた方への敬老祝品の支給要件に関しては、平成12年に100万円から50万円に減額した際に、年数要件も5年から10年へ引き上げました。しかし、支給額を平成18年に敬老祝品として5万円相当まで引き下げたことや、町民であっても10年以上に満たないため、100歳に達しながらどこからもお祝いしてもらえな

かった方がこれまでもおられたことを踏まえ、町民が100歳に達したことを喜び、ご長寿をお祝い申し上げて、高齢者みずからの生きがいの意欲を高めることを目的として改正するものです。また、100歳の誕生日に贈ることとしておりましたが、対象者が家族等でお祝いする日に訪問することが現実的にございますので、誕生日に限定していることについても緩和するものであります。

次に、第4条の敬老祝金を受ける権利を有する者の権利の消滅する事項を省き、敬老祝金の支給の特例に改正するものであります。敬老祝金の支給日は、各行政区が主催する地区敬老会開催日であります。敬老会は行政区ごとに開催されておりまして、その時期は4月から9月とさまざまであります。

しかし、現行規定では支給日としている敬老会の開催日以前に敬老祝金の権利を有する者が町外に転出しますと、祝金を受ける権利が消滅することになってしまいます。支給日を行政区により異なることで生じる不公平を解消するため、毎年4月1日の基準日に住所を有することのみを支給要件とするよう改正するものです。

附則としまして、施行期日、この条例は、平成24年4月1日から施行する。

経過措置です。平成20年に支給する敬老祝金に関する経過措置としまして、平成24年度に支給する敬老祝金に限り、改正後の柴田町敬老祝金等支給条例第2条第1項中の、「毎年4月1日から」とあるのを「平成24年1月1日から」とする。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。質疑ありませんか。**

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第9号、柴田町敬老祝金等支給条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第10号 柴田町地域活動支援センター条例の一部を改正する条例

○議長（我妻弘国君） 日程第13、議案第10号柴田町地域活動支援センター条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第10号柴田町地域活動支援センター条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

障害者福祉施策については、障害者自立支援法に基づき障害福祉サービス等の支援が行われているところでございますが、運用していく中で見直しが必要となってきたことから、国において障害者制度改革推進本部を設置し、障害者施策の見直しを進めてきたところでございます。

今回の条例改正は、関係法律についても必要な整備が行われたことに伴い、障害者自立支援法が改正されたことから、柴田町地域活動支援センター条例に引用している条項に変更が生じたため改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） それでは、議案第10号柴田町地域活動支援センター条例の一部を改正する条例の詳細説明を行います。

障害者福祉施策については、障害者自立支援法に基づき、障害福祉サービスに係る給付等の支援が行われたところですが、国において障害者制度改革推進本部を設置し、障害者施策の見直しが進められているところであります。このような状況の中、障害者施策の見直しがなされるまでの間においても、障害者及び障害児の地域生活を支援する必要があるとして、関係法律の整備に関する法律が公布されました。

今回の条例改正は、関係法律であります障害者自立支援法が改正され、施行されることに伴い、柴田町地域活動支援センター条例に引用している条項に変更が生じるため、改正するものであります。

それでは、条例の説明をいたします。

議案書27ページになります。

柴田町地域活動支援センター条例の一部を改正する条例です。

改正する条項は、設置を規定する第2条であります。

地域活動支援センターは、障害者及び障害児が自立した日常生活、または社会生活を営むことができるよう支援するための施設でありまして、障害者自立支援法の規定を受けて設置するものであります。障害者自立支援法の改正に伴い、同法の「第5条第21項」を「第5条第26項」に改正するものであります。

附則としまして、この条例は、平成24年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。質疑ありませんか。**

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第10号、柴田町地域活動支援センター条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまから休憩いたします。

再開は10時55分になります。

午前10時41分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（我妻弘国君） **再開いたします。**

日程第14 議案第11号 柴田町介護保険条例の一部を改正する条例

○議長（我妻弘国君） 日程第14、議案第11号柴田町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第11号柴田町介護保険条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

介護保険事業は、3年の事業計画期間を定め運用しており、事業計画期間ごとに介護保険料を定めることになっています。平成24年度から「第5期事業計画期間」に入ることから、介護報酬の改定や要介護認定者の自然増などにより、介護保険料について必要な改正を行う必要があり、改正条例を上程するものでございます。

また、保険料段階第3段階及び第4段階の方で、年金収入額が低い方について保険料の軽減を図る弾力化を行うこととし、改正条例の附則で定めております。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） それでは、議案第11号柴田町介護保険条例の一部を改正する条例の詳細説明を行います。

ただいま町長が提案理由で申し上げましたとおり、第1号被保険者の介護保険料につきましては、3年ごとの介護保険事業計画の策定とともに見直しが行われ、平成24年度から26年度までの3カ年の保険料を改正するものであります。

平成21年度から23年度までの第4期計画での介護給付に対し、平成24年度から26年度までの第5期計画での介護給付費の伸びは28%程度と見込んでおります。要因として、高齢者数の増加に伴い介護サービスを必要とする方がふえることや、介護報酬が1.2%増に改定されること、また第1号被保険者の負担割合が20%から21%にふえることなどであります。

これらのことから、第1号被保険者の介護保険料の増額改正は避けられないところでありますが、町の介護保険準備基金残高約1億円から4,000万円を取り崩し、また県に拠出しております財政安定化基金の取り崩しによる1,133万1,000円の交付を受け、保険料上昇の圧縮に努めることとしました。また、収入が低い方への配慮として、保険料段階の第3段階と第4段階において、それぞれ軽減を図る弾力化を行うことといたします。

それでは、内容につきましては、別紙の保険料改正案を配付しておりますので、そちらのほうで若干説明申し上げます。

議案第11号の関係資料ということで配付しているもので説明申し上げます。

大変恐縮でございますが、資料に字句の訂正がございます。対象者の欄で第4段階の下の欄、3行目に住民税非課税とあります。また、第5段階の1行目、住民税課税とあるとこ

ろ、いずれも「住民税」を「市町村民税」とご訂正をお願いいたします。申しわけございませんでした。

では、資料の説明を申し上げます。

まず、表の見方ではありますが、列としまして左から保険料段階であります。これは被保険者の収入階層により6段階に区分してあります。

続いての列が対象者であります。6段階の区分の収入状況であります。

続いての列が第4期の保険料額であります。比較するために表示しました。

続いての列が第5期の保険料額であります。今回の改正保険料でございます。

続いての列が保険料率であります。第4段階の保険料の基準額に対する率であります。

続いての列が平成24年度における対象見込み人数であります。参考までに表示しました。

最後の列が適用となっております。

では、第1段階から順に説明申し上げます。

対象者は、生活保護を受給している人、世帯全員が市町村民税非課税で高齢福祉年金を受けている人であります。年額2万400円から年額2万6,400円ということで、6,000円の増となり、月額にしますと2,200円となります。基準額に0.5を掛けております。いわゆる半分ということになります。

次に、第2段階であります。対象者は、世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合わせたものが80万円以下の人であります。年額2万400円から年額2万6,400円ということで、6,000円の増となり、月額にしますと2,200円となります。基準額に0.5を掛けております。

次に、第3段階であります。今回新たに軽減層を導入して2段になっております。

まず、上の段、特例第3段階です。対象者は、本人を含む世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合わせたものが80万円を超え120万円以下の人であります。年額3万4,320円ということで、月額にしますと2,860円となります。基準額に0.65を掛けております。通常第3段階から見ますと10%、月額440円が軽減となっております。

次に、下の段であります。通常第3段階です。対象者は、本人を含む世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合わせたものが120万円を超える人であります。年額3万600円から年額3万9,600円ということで、9,000円の増となり、月額にしますと3,300円となります。基準額に0.75を掛けております。

次に、第4段階であります。第4期から設定された軽減層を導入して2段になっております。上の段が特例第4段階であります。対象者は、世帯のだれかに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税でかつ前年の合計所得金額と課税年金収入額の合わせたものが80万円以下の人であります。年額3万4,680円から年額4万4,880円ということで、1万200円の増となり、月額にしますと3,740円となります。第4段階の基準額に0.85を掛けております。通常の第4段階から見ますと、15%の月額660円が軽減となっております。

次に、下の段が通常の第4段階であります。この段階が基準額ということになります。対象者は、世帯のだれかに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税でかつ前年の合計所得金額と課税年金収入額の合わせたものが80万円を超える人であります。年額4万800円から年額5万2,800円ということで、1万2,000円の増となり、月額にしますと4,400円となります。

次に、第5段階です。対象者は、本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が190万円未満の人であります。年額5万1,000円から年額6万6,000円ということで、1万5,000円の増となり、月額にしますと5,500円となります。第4段階の基準額に1.25を掛けております。

次に、第6段階です。対象者は、本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が190万円以上の人であります。年額6万1,200円から年額7万9,200円ということで、1万8,000円の増となり、月額にしますと6,600円となります。第4段階の基準額に1.5を掛けております。

改正案の介護保険料についてはごらんとおりということになります。第4期に対し第5期の保険料は率で29.4%の増ということになります。

なお、低所得者への配慮として、第3段階と第4段階に導入する軽減層の対象者数は、特例第3段階では490人、特例第4段階では2,100人が対象となります。

議案書にお戻りいただきます。29ページをお開きください。

条例について説明申し上げます。

柴田町介護保険条例の一部を改正する条例であります。

改正後、改正前ということで表がございますが、第2条の保険料率でございます。

年度の関係ですが、平成21年度から平成23年度までを、平成24年度から平成26年度までに改めるものでございます。

1号に掲げるもの、2万400円を2万6,400円に、それから2号に掲げるもの、2万400円を2万6,400円に、それから3号に掲げるもの3万600円を3万9,600円に、それから4号に掲げるもの4万800円を5万2,800円に、5号に掲げるもの5万1,000円を6万6,000円に、それか

ら6号に掲げるもの6万1,200円を7万9,200円にそれぞれ改正するものでございます。

附則です。

第1項、施行期日、この条例は、平成24年4月1日から施行する。

第2項の経過措置であります。

改正後の柴田町介護保険条例第2条の規定は、平成24年度以降の年度分の保険料について適用し、平成23年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものであります。

3項、4項につきましては、平成24年度から平成26年度までにおける保険料率の特例として、先ほど説明申し上げました第3段階と第4段階の軽減層の措置を規定するものであります。3項が3万4,320円、4段階の特例措置として4万4,880円とするものでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。7番広沢真君。

○7番（広沢 真君） 1点目は、先ほどの説明の中にもありましたが、今回介護保険の第5期計画に当たって、12月議会のときにも伺ったんですが、新しい法律で、県でプールしていた財政安定化基金を取り崩すことができるということになっています。これはその保険料の値上げに対応して、それを抑制するためという名目になっているんですが、その詳しい内訳を、先ほど来、柴田町に来るのは1,133万8,000円というふうな額が報告されているんですが、これについて財源はもともと国と都道府県と市町村が3分の1ずつ負担していて、今回についてはその一部を取り崩すことができるとなっているんですね。

それで、宮城県の財政安定化基金の積み立て残額は、平成22年度の締め、まだ平成23年度締めてないので、平成22年度の締めの段階で36億7,700万円あることになっているんですが、その計算の中で1,100万円なりの配分が決められているというのは、どういう計算になっているのかということの詳細を伺いたいと思います。

それから、2点目ですが、今度は介護保険の被保険者の状況で、ちょっとこの間確認をするのが盲点で忘れていたんですが、昨年の東日本大震災以降、借り上げ住宅として柴田町に住居を求めて移ってきている人の中で、例えば介護保険を利用するために転入してきている方がおられると思うんですが、その人たちの中で被保険者となっている方の介護保険というのは減免がどうなっているかということのを伺いたいと思うんですが。以上です。

○議長（我妻弘国君） 2点、答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） お答えいたします。

第1点目の安定化基金の取り崩しでございますが、この基金につきましては、国と県と市町村それぞれ3分の1ずつ拠出しております。議員ご指摘のとおり、法律で取り崩しが可能になるという改正法が施行されまして、それによって取り崩しが可能になってきていると。県のほうでその取り崩し可能額、いわゆる全部取り崩しますと、今後の介護保険事業に支障を来しますので、取り崩し可能額というものを算出しまして、その3分の1を市町村に今回交付するというので、先ほど申し上げた数字が柴田町には交付されてきているということでございます。

あと2点目の原発関係、震災関係で柴田町に転入されてこられた方につきましては、柴田町の転入手続をし被保険者となれば、減免の保険料とその利用負担の減免の対象となります。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） 県の取り崩しできる額というのは幾らだったんでしょうか。それがまず1点と、それから、例えば介護保険で被災者になっている方の減免というのでは、例えばこの間沿岸部の人の話を聞いたんですが、9月まで免除というふうになったと思うんですが、その辺がこちらでも適用されているのかどうかということを伺いたいんですが。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） まず、1点目の基金なんですが、ちょっと今資料、後でお話し申し上げます。

あと減免の期限につきましては、延長の措置がとられるということで、国のほうから通知は来ております。柴田町としてはそれに伴っての条例、今平成23年の分については条例施行しているんですが、条例の改正等の手続、今後して対応していきたいというふうに思います。利用者負担については要綱で運用できますので、それはしていきたいと。被災沿岸部等については9月まででございますが、あと原発関係についてはもっと長いといいますか、3月まで、もしかするともう少し延長になる可能性もございます。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。ちょっと待ってください。わかりましたか、福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） 失礼しました。市町村返還総額取り崩し、県全体では7億9,461万3,526円が交付となるものでございます。全体から見ますと、市町村の拠出額のトータルが、12億4,853万5,078円が市町村の拠出額でございます。

○7番（広沢 真君） 要するにその7億9,000万円からの取り崩しをやって、今回の場合には

その3分の1を市町村に交付するというふうにするはずですよ。それとあと同じ額、その取り崩し市町村に交付する額と同じ額を国に納付するというふうな仕組みになっているはずなので、じゃあ、その7億9,000万円を原資としてその3分の1が半分で回されるというふうに考えていいんですね。

○議長（我妻弘国君） それでは、**暫時休憩**。

午前11時14分 休憩

午前11時16分 再開

○議長（我妻弘国君） **再開いたします。**

それでは、福祉課長、答弁をお願いします。

○福祉課長（駒板公一君） 失礼しました。お答えいたします。

財政安定化基金の県の運用状況ですが、県の保持する残高37億6,470万6,446円が県の基金の残高でございます。それを運用ということで残さなくてはならない、基金として確保しなくてはならないということで、その金額が13億8,086万5,915円、これが基金として確保しておく。その差引残額が23億8,384万531円、いわゆるこれが取り崩し可能額というふうになります。その可能額の3分の1を今回交付すると。その残高については国とかに返還するのではなくて、基金として確保しておくということでございます。失礼しました。

○議長（我妻弘国君） 広沢君、よろしいですか。再々質問ありますか。12番舟山彰君。

○12番（舟山 彰君） 1点だけ質問いたします。

第1段階の対象者に生活保護を受けている方もいるとお聞きしましたけれども、年で言うと6,000円、月ですと500円の負担増なんですけど、生活保護の支給という方にはこれ反映されるんでしょうか。つまり生活保護の支給ということは県がやっていますけれども、私も町民から急に生活保護を受けたいという相談を受けたとき、役場に来たら、例えば家賃が幾らですとか、大体の水道光熱費が幾ら、あとほかに負担しているものが幾らですかと聞かれて、それが県のほうに上がっていったんでしょうけれども、例えば生活保護を受けている方が今回柴田町の介護保険料、年にして6,000円負担増なんだけれども、生活保護の支給という方でアップしてくれないとか、そういったもしも相談があれば、これは県が決めることかもしれませんけれども、例えば今後介護保険の見直しが3年ごとにあつて負担がふえていけば、生活保護を受けている方がやっぱり支給の方アップしてほしいとか、そういう要望とか、相談とか出てくると思うんですけど、これ実際どうなんですか。もしも町

民からそういう相談があったらどんな感じになるんでしょうか、ちょっとお聞きしたいと思っています。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） 生活保護については、それぞれの個々の状況に応じて必要な経費が算出されます。いわゆる生活する上での最低基準額といいますが、その基準額が示されて、その積み上げで金額が保護費として給付されるということでございます。この介護保険料もその経費の中の最低基準額の中の算定の中に組み込まれるということでございます。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。ほかに、17番白内恵美子さん。

○17番（白内恵美子君） 今回大幅アップとなってしまったんですが、かかる費用なので負担していただかなければならないわけです。ただ、今回例えば基準額のほうでも1年で1万200円アップとかというのは、本当に厳しいものだと思います。まして幾ら軽減措置をとったにしても、一番所得の低い方で6,000円のアップとかということは、やはりかなり厳しいものがありますので、十分な説明をしないと、よく負担についてわからない方もいらっしゃると思うんですよね。それで、何でこんなに上がるんだになってしまいますから、わかりやすい丁寧な、余り細かく、細かくやっても年齢の高い方は難しいので、言葉を選んでわかりやすい説明をとにかく全員の方が納得できるようにしていただきたいと思います。どうぞ、これは要望しておきますので、お願いします。

○議長（我妻弘国君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。7番広沢真君。

原案反対の、どうぞ。

○7番（広沢 真君） 7番広沢真です。私は議案第11号介護保険条例の一部改正に反対の立場で討論に参加します。

今の質疑でも明らかになったとおり、昨年の法改正では一定保険料を抑えるという施策が盛り込まれました。しかし、現状で言えば、町が頑張って介護保険の施策を進めれば進めるほど保険給付も上がって、保険料にはね返ってくるという非常に矛盾した現状になっています。

そして、先ほど来の議案の説明にあったとおり、町の特別会計の基金は取り崩しても精いっぱいやっても値上げを抑えることにはならない。それから、県の財政安定化基金を取り崩

しても柴田町に来るのは1,100万円という現状であります。

このそもそもの原因は、これまでの相次ぐ法改正などによって、国の負担が抑えられるどころかどんどん減らされてきていることにあるのは間違いないところであります。そして、この保険料の値上げを抑える施策において、町がやれることに限界があるのも事実であります。今回の介護保険第5期の計画に当たっての保険料抑制の残された方法は一般会計からの繰り入れしか残されておりません。これまで一般会計からの繰り入れをして保険料を抑えるようにしてほしいという要望は何度か出してきましたが、まだ町はそこには踏み出せていません。

だからといって町が努力をしていないという評価をしているわけではありませんし、そして現状が厳しいということも重々承知しております。しかし、今回値上げの対象となっております介護保険の1号被保険者の方々は、そのほとんどが年金収入者であります。中には当然高齢になっても仕事を持って別に収入を得ている方がおられるのはありますが、ほとんどが年金収入者であります。

そして、今や年金は年々支給額が減らされている現状で、さらに収入がアップするということが見込めない世代であるということは動かない事実であります。そういう方々にとって、この保険料の値上げというのは間違いなく大きな打撃になります。現状で言えば、そもそも介護保険が社会保障制度として、それまで大きな負担になっていた家族介護を軽減するため、そして収入や資産の多い少ないにかかわらず、だれもが安心してかかわれる介護制度を実現するためにつくられた制度であるということからかんがみても、大きく矛盾を拡大させる制度体系になっている。このことは見過ごすことができません。

私は、今回のことについて町が努力を怠っているという評価ではありません。これは繰り返します。しかし、現実に1号被保険者について負担増になり、そして苦しい生活を強いられる現状がある、このことに対して賛同するわけにはいかない、そういう立場で本議案に反対をいたします。

○議長（我妻弘国君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。9番水戸義裕君。

○9番（水戸義裕君） ただいま議題となりました議案第11号柴田町介護保険条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論いたします。

この議会に提案されました柴田町介護保険条例の一部を改正する条例については、昨年6月、国で改正、成立、そして公布された改正介護保険法の保険料負担の見直しによるものであります。介護保険制度は、施行から12年を経過し、居宅サービスや施設サービスの需要

が急速に拡大する中、住民の老後の安心を支える仕組みとして定着しておりますし、現に介護保険そのものを必要としている人も現状では多いのもまた事実であります。介護保険給付の費用は年々増大してきている状況でもあります。

町では、保険料の上昇をできる限り抑えるために、介護保険適正化事業に取り組み、保険者として給付の適正化に努めています。また、3年ごとに見直されることになる町の第5期介護保険事業計画における保険料の算定には、新しい地域密着型サービスなどを見込み算定されている上、低所得者層の軽減として、新たに第3段階を二つの段階に細分化し、弾力化の緩和措置を講じることをしています。

確かに低所得者からの徴収については理解はしますが、しかし、反対や先送りしたからといって完全なものができ上がるかどうかという疑問もあります。今も説明でありましたとおり、介護保険財政安定化基金の取り崩し交付金による軽減をし、さらには、町の介護給付準備基金4,000万円を取り崩して保険料の基準額上昇を1,000円に抑えました。介護保険給付費の算定と低所得者の軽減等を見ますと、今回の改正はやむを得ないものと判断いたしますので、同僚議員の賛同をお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第11号、柴田町介護保険条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第12号 柴田町営住宅条例の一部を改正する条例

○議長（我妻弘国君） 日程第15、議案第12号柴田町営住宅条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第12号柴田町営住宅条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

地域主権改革一括法の制定に伴い、公営住宅法及び公営住宅法施行令が改正され、これら

の法令に定められている同居親族要件の規定と高齢者等の単身入居の例外規定が、平成24年4月1日付で廃止されることになり、その取り扱いについては、各自治体の判断にゆだねられることになりました。これに伴い、柴田町では、これまでどおり同居親族要件として高齢者等の単身入居制度を維持することとするために、町営住宅の設置及びその管理について定めている柴田町営住宅条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（大久保政一君） それでは、議案第12号柴田町営住宅条例の一部を改正する条例、柴田町営住宅条例の一部を次のように改正するものであります。

今回の改正内容は、先ほど町長が申し上げましたとおり、地域主権改革一括法の制定に伴い、上位法であります公営住宅法、そして公営住宅法施行令が改正され、この法令で定められております同居親族要件の規定と高齢者等の単身入居の例外規定が、平成24年4月1日から廃止されることになりました。その取り扱いについては、各自治体の判断にゆだねられることになりました。柴田町では、これまでどおり同居親族要件と高齢者等の単身入居制度を維持することとしたために、柴田町営住宅条例の一部を改正するものであります。

現在、県内各自治体で県条例に倣って改正を行っているところであります。上位法で同居親族要件と高齢者等の単身入居制度が廃止されたために、その文言を町の条例に組み入れなければならないものであります。

それでは、詳細説明を申し上げます。

31ページになります。

まず、入居資格ということで、第1号、第2号、第3号であります。先ほど申し上げましたとおり、上位法の改正によりまして、今回条立てを行うものであります。改正後であります。第6条、普通町営住宅に入居できる者は、法第23条各号に掲げる条件を具備するほか、次に掲げる条件を具備する者とするということで、まず1号であります。現に同居し、又は同居しようとする親族があること、要は1人ではだめですよということです。

2号であります。その者又はその者と現に同居し、若しくは同居しようとする親族が次のいずれかを滞納していない者であること。アとして、町営住宅の家賃若しくは割増賃料又はこれに係る損害賠償金、イとして、共同施設として整備された駐車場若しくは改良住宅駐車場の使用料又はこれらに係る損害賠償金、そして市町村税、要は滞納している者について

は入居はできませんよということです。

3号として、その者又はその者と現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する、第2条第6号に規定する暴力団員でないことであります。

次のページ、32ページお願いします。

3号は第6条の2に出てきますので、後ほど説明をさせていただきます。

2項であります、法であります。これにつきましては、上位法の改正によってその文言を町の条例に組み入れなければならないということでもあります。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律ということで、改正前の法ということで、これについては文言の整理を行います。

そして、その下になります令であります、これについては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令という文言が上位法でありますので、これも町の条例に組み入れなければならないということで文言の整理を行っております。

第4項であります。

これにつきましても、改正前は住宅地区改良法施行令になってはいますが、上位法では、整備令第5条の規定による改正前の住宅地区改良法施行令ということで、これも文言の整理を行います。

その次ですね。令第6条も改正前の令ということで、文言の整理を行います。

そして新たに第6条の2ということで、入居者の資格の特例ということで、単身入居の条項であります。

次の各号のいずれかに該当する者にあつては、前条第1項第1号の規定にかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族があることを要しないということで、単身が可能です。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居住においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者についてはこの限りでない。要は1人でなかなか家族が付き添いの看護とか、そういう方が要ることについては入居が単身ではできませんよということです。

まず、第1号であります、60歳以上の方であること、そして2号として障害者基本法、体に障害をお持ちの方であること、そして3号としては戦傷病者特別援護法、要は傷ついた方、そして4号としては原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律ということで、被爆され

た方、そして5号としては生活保護を受けている方、そして6号としては海外からの引き揚げで5年を経過していない方、そして7号としてはハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律ということで、要はハンセン病で入院されている方。

そして8号であります。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第1条第2項に規定する被害者で、ア又はイのいずれかに該当する者ということで、これにつきましては配偶者から暴力を受けた者ということで、まずアであります。配偶者暴力防止法第3条第3項第3号の規定によることということで、これにつきましては、配偶者暴力相談センター、あるいは婦人相談所で一時保護されて、その後自立のための入居ということで、5年以内ということで単身が可能になるということになります。

イにつきましては、配偶者暴力防止法第10条第1項ということで、裁判所がした命令の申し立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない者、要は住宅とか、勤務先とか、住んでいる周辺を徘徊等々がありまして、要はそれで裁判所が出す命令ということになります。それから起算して5年を経過していない方が入居することになれば、単身でもいいですよということになります。

それから、9号です。法第24条第1項に規定するということで、これにつきましては、前のページの改正前の第6条の2号と同じでありまして、事業の建てかえ等があった場合には、これまでどおり単身でもいいですよということになります。

それから、これにつきましても先ほどと同じなんですけれども、被災市街地復興特別措置法、要は阪神淡路大震災のように居住していたけれども、家屋が滅失したということになれば単身でもよろしいですよということになります。

2項として、町長は、入居の申し込みをした者が前項第1号から第8号までに規定する者については、当該職員をして入居の申し込みをした者に面接をさせ、その心身の状況、また受けることができる介護の内容その他必要な事項について面会と申しますか、調査をすることができるというものであります。

第7条、入居の申込み等であります。前条第1号各号のいずれかということで、これにつきましては、文言の整理であります。

続きまして、同じく27条、法、それから令とありますけれども、法については旧法、そして令については改正前の令ということで、これは1号、2号、3号とも文言の整理を行っております。

それから、2項であります。住宅地区改良法施行令、それから同じく令とあります。こ

れにつきましては、同じく上位法の改正に伴いまして文言の整理を行っております。

同じく28条の3項も前条と同じように文言の整理であります。

36ページになります。

これにつきましても、文言の整理であります。改正前は「住宅地区改良法施行令」とありますが、改正後は「整備令第5条の規定による改正前の住宅地区改良法施行令」ということで、文言の整理を行っております。

4項も同じであります。

35条であります。1項であります。これにつきましては、項のずれということで、文言の整理を行います。

それから、同じく35条の第10項であります。これにつきましても、上位法の改正による文言の整理を行っております。

そして、第11項も同じく文言の整理でございます。

38ページをお願いします。

2号であります。これにつきましても、各号の整理ということで、文言の整理を行っております。

施行期日、この条例は、平成24年4月1日から施行します。

経過措置であります。この条例の施行の日前に町営住宅の入居の公募が開始され、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該公募に応じて入居の申し込みをした者に係る町営住宅の入居者の資格については、改正後の柴田町営住宅条例条例第6条の規定にかかわらず、なお従前の例によるということで、要は申し込みの資格について不利益にならないように従前の例によるということであります。

以上でございます。よろしくをお願いします。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。** 質疑ありませんか。12番舟山彰君。

○12番（舟山 彰君） 1点目は、34ページの入居者の資格の（11）の被災市街地復興特別措置法の条件を具備する者と見なされたものというのを、ちょっと具体的にどういうことなのかお聞きしたいと思います。

それから、2点目は、順序逆になりましたけれども、31ページの下の方の改正前の方なんですけれども、公営住宅に該当する普通町営住宅に入居することができるものという中に、災害発生の日から3年間はなお当該災害により住宅を失ったものとするのが、改正後にはこれが今度入っていないと思うんですが、私がお聞きしたいのは、例えば火事とか、

去年の9月の台風なんかは水害なんですけれども、ああいうことで自宅に住むことができなくなったという方に対して、今まず町営住宅で例えばどのくらいあけているとか、それからそういう方が優先して入れると。例えば今度の改正後も含めてそれが優先的にされているのかどうかという点を確認したいと思います。以上です。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（大久保政一君） まず、被災市街地復興特別措置法といいますか、公営住宅の入居なんですけれども、これについては災害により相当数の住宅が消滅した市町村で、滅失した住宅の戸数、またはその他の住宅の被害の程度によって国土交通省が定める基準に適合するものということで、阪神淡路大震災のようにかなり滅失したといいますか、住宅がなくなったというのであれば、国土交通省の基準によって单身でも入れますよということになります。

それから、火災関係については、当然空き家ということで、あけています。ですから、当然今回の单身とか関係なくて、火災があればすぐ入居できるような状態にしております。

○議長（我妻弘国君） 水害も一緒にということ。

○都市建設課長（大久保政一君） 火災関係といいますか、火災関係については当然あけていますけれども、水害等については対応はしておりません。

○議長（我妻弘国君） はい、再質問、どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 水害というのは、実は去年の9月の、この前の一般質問で広沢議員の質問に関連するのかわかりませんが、9月の台風のときに船岡西ですね、被害に遭われて1階が浸水したと。その水を掃いて畳の上にごぎを敷いて住んでいながら、急ぎ貸し家を探しているというので、実は家に来た方がいらっしゃるんですよ。

私が申し上げたいというのは、だから、そういう局地的な水害、そういった場合に、今課長の話では、範囲が広くてどうしても町営住宅のあいている部分で対応できないということで、今のような答弁だったかわかりませんが、本当の局地的というのも何ですけれども、やはり衛生上とかからも私はああいうときも町営住宅、もしもあいていればということなんですけれども、対応したほうが、一応すべきじゃないかなと思うんですけれども、もう一度答弁をお願いしたいと思うんです。全域がやられたりしたら本当に水害大変かわかりませんが、本当に局地的だったと思うんですよ、船岡西の2軒ぐらいだったらいいんですけれども。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（大久保政一君） 本当に火災なんかで住む家がなくなったという方については、町営住宅ということでお願いをしております。同じ災害でも当然雨という形になりますと、避難とか、そういう形になろうかと思うんですけれども、ただ、家まで雨がということになりますと、まさしく期間といいますか、火災であれば建てるまでの間相当の期間がかかるわけです。雨の場合にはすぐやむというわけでないんですけれども、ある程度の期間になればまた体制といいますか、ある程度直すことができるんでないかと、このように考えます。

○議長（我妻弘国君） 再々質問、どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 私のところに来た方というのは、家が古くなったということもあるらしいんですね、その被害遭った。今の課長で言うと、泥を除いたりすればまた水害の場合は住めるんじゃないかということなんだけれども、この際ということがあったのかはわかりませんが、そして、その方たちも家に来たというのは、個人的なことなんですけれども、古い貸し家で本当はあいていたんですね。家賃が安いから入れるんじゃないかという、そういうことで相談も受けたんですね。

町内みたいに今アパート新しいのどんどんふえているけれども、残念ながらその家賃ということではちょっと無理だよと。それで急遽古くて安いであろうところを探しに来たわけなんです。家もそういう事情を聞いたから、そしてたまたまあいていたからお貸しをしたんですが、今後またどこかでこういうふうなゲリラ豪雨というか、そういう状況が起きやすいというか、可能性が高いですよ。

そうすると、去年の9月のようなことが起こるような気がするので、私としてはできることなら火災向けだけでなく、万が一の水害のためにも町営住宅やはりもう少し空き家というか、確保だけでもしておくべきじゃないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（大久保政一君） 今496戸の戸数ありまして、先日も実は募集をかけました。まさしく競争率が10倍とか超えているんですね。ですから、災害と言われるとわからないでもないんですけれども、やっぱり常日ごろ住宅入居するために、まさしく競争率が10倍以上の方にやっぱり対応すべきでないかと、このように思います。

ですから、火災であれば本当に先ほど申しあげましたけれども、建てるまでの一定の期間当然必要ですし、雨であればある程度自立といいますか、自分で対応できるんでないかと。そういう意味では、当然すべて何10戸とあけるわけにはいきません。複数の世帯数、一般の

世帯数が入居するとなると、当然10倍以上の競争率になりますので、そちらを優先させてもらいたいというふうに思います。

○議長（我妻弘国君） ほかに質疑、7番広沢真君。

○7番（広沢 真君） 今の舟山彰議員の質疑を引き継ぐような形になってしまうかもしれませんが、確かに都市建設課長が言われるとおり町営住宅だけで対応するというのは恐らく難しいと思うんです。ただ、この場合、例えば公営住宅で対応するのと災害対策で対応するはさまになってしまう可能性があるんですね。

結局例えば何百軒と被災を受けて住めなくなっている状態があるといえれば避難所であり、仮設住宅というのは考えられるんですけれども、例えば10軒であったり、20軒であったりといった場合に、個人の責任で探してくれという話になりかねない部分があるんですが、今舟山彰議員が言われたとおり困難な現状というのもあります。ですから、そこについては、どちらかといえれば公営住宅の分野よりも災害対策のほうできちっと整理をつけておいていただいたほうが私はいいんじゃないかなというふうに思うんです。

町営住宅でももちろんその時点であいている部分については活用していただく方にさせていただきたいというふうに思いますが、その部分についてやはり災害対策、あるいは地域防災計画なりで位置づけをきちっとはっきりさせておかないと、これからも例えば今年の台風15号で船岡西二丁目の床上浸水が24軒、23軒でしたっけ。

ですから、まさにはさまの世帯で、この人たち2階に住める人もいれば、平屋建てで1階が浸水してしまうと住めなくなる人もいるということですから、その部分も含めてきちっと整理していただきたいということを要望、兼もし今考えれば答弁いただきたいんです。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（相原健一君） ただいまの広沢議員の件ですが、去年の9月の台風15号に関しては、冠水されて床上の方に上がったということで、3区の行政区の区長さんの計らいで自主避難をしていただきました。5日程度ですか、集会所を避難所ということで、それ以上になるといろいろ集会所としての利活用の部分に支障があるということで、区長さんのほうが閉鎖したんですが、その際にはやはり4世帯ですか、私の記憶ですと。

そのうち3世帯の方は行き場所があると決まったんですが、お一方がやはり行き場がないということだったんですけれども、やはり1名をいつまでもというような話がありまして、今回のようないきさつに至ったわけですけれども、このような災害が発生した場合に、とりあえず先ほど申したように自主防災組織さんのほうに集会所などを優先的に利用いただくと

いう方法で考えております。以上です。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。ほかに、17番白内恵美子さん。

○17番（白内恵美子君） 34ページ、上から5行目のあのところに、DV一時保護の後にこの町営住宅にも入居できるということが記載、明記されているんですけども、そして、この下の2項のところに、町長は、申し込みをした人が判断しようとする場合において、必要があると認めるときは職員に入居の申し込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることのできる介護の内容とその他必要な事項について調査させることができるという項目を設けられています。

そうすると、今後町内というよりは町外からDVにより避難してきたい、一時保護は終わったけれども、避難してきたいという方を受け入れるということだと思うんですが、それであれば、町のDV対策、だれがどのように対応するのかというところもきちんとしておかないと、実際に申し込みがあったときに対応できなくなるのではないのでしょうか。この辺はきちんと考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 1点目、都市建設課長。2点目、健康推進課長。

○都市建設課長（大久保政一君） DV関係なんですけれども、これにつきましては、県の設置しております配偶者暴力相談センター等と一時保護といいますか、そこでかくまってもらって、そして当然ある一定の期間たちましたら自立をしなければいけないわけですね。その期間が5年以内であれば応募できますよという形になるわけです。調査をさせるというのは、要はそのDVのほかにもいろいろな体の不自由な方がおりますけれども、そういう方がある程度確認をさせていただくといいますか、本当に一人で生活ができるかどうか。要は例えば体が不自由であれば、まさしくだれか介護が必要なんだかどうか、そういうものも含めて、要は言葉では面接をさせ、その心身の状況、そして必要な事項を調査させるとありますが、まさしく一人で生活ができるかどうかを確認させていただくというような内容ということで理解をお願いしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 済みません、DVの関係。失礼、じゃあ子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） 今ご質問の内容は、この町営住宅の改正での第6条の2の第2項の件についてなのかなというふうにお受け取りいたしました。この場合は、あくまでも町営住宅の入居者の内容についての調査ということになるのかなというふうに思っていますので、これは町営住宅の受け付けをされるときの調査ということになるのかと思います。

ただ、それでもそのDVに関係することにつきましては、今柴田町では子ども家庭課のほ

うが担当させていただいておりますので、これは都市建設課の方と連携をとりながら、調査をしていくことが必要な場合はそういう体制で臨むというふうになるのかなと考えているところでございます。

○議長（我妻弘国君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 補足をさせていただきたいというふうに思っております。

縦割りの弊害がございまして、実際の運用になりますと、DVで保護しなければならないかの事実を県の県営住宅に入れようとする、なかなかスムーズにいかないというのが実は現実でございます。そういう情報が入っておりますので、柴田町はそういうことのないようにDV担当セクションと住宅の入居関係は連携して、その方の支援に当たっていきたいというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○17番（白内恵美子君） きっと町外から見える方が多くなると思うので、やはり支援は必要だと思うので、よろしく願いいたします。やはり担当課がきちんと専門の相談員がいないと、こういうときにやっぱり困ると思うんですね。ですから、こういうふうに町営住宅でもこういう項目設けて、よそから入って、転入してくる方がいるのであれば、なおのこときちんとわかりやすい担当を設けておくということが必要だと思うので、わかりやすく今後お願いしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第12号、柴田町営住宅条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまから休憩いたします。

再開は13時といたします。

午後0時00分 休 憩

午後1時00分 再開

○議長（我妻弘国君） 再開いたします。

日程第16 議案第13号 柴田町水防協議会条例の一部を改正する条例

○議長（我妻弘国君） 日程第16、議案第13号柴田町水防協議会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第13号柴田町水防協議会条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、「津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の施行により、水防法の一部改正が行われたことに伴い、柴田町水防協議会条例で引用している水防協議会の設置規定に条ずれが生じたため、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。危機管理監。

○危機管理監（相原健一君） 議案第13号柴田町水防協議会条例の一部を改正する条例に係る提案理由の補足説明を申し上げます。

町長の提案理由にもありました「津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律」は、昨年3月11日の東日本大震災において、特に沿岸部で津波により河川が逆流し被害が拡大したことに伴い、これに対処するための法律として平成23年12月27日に施行されたものであります。

この法律の施行に伴い、水防法の一部が改正されて水防法に条ずれが生じました。このため、水防法の条文を引用している柴田町水防協議会条例に改正を行う必要が生じ、今回条例の一部改正を行うものであります。

それでは、議案書の39ページをお開きください。

議案第13号柴田町水防協議会条例の一部を改正する条例です。

改正後と改正前、第1条、改正前のほうを見ていただくと、水防法「第26条第1項」の規

定に基づきのこの条文「第26条第1項」を「第34条第1項」に改め、この規定については水防協議会を規定しているものです。

次に、続き水防計画その他水防に関し重要な事項を「調査審議させる」ためとあるんですが、「調査審議する」ためということで、こちらの方は文言の整理を行うものです。

附則として、この条例は、公布の日から施行する。

以上で補足説明を終わります。よろしくご審議方お願いいたします。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。質疑ありませんか。**

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） **質疑なしと認めます。**

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） **討論なしと認めます。**

これより議案第13号、柴田町水防協議会条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） **起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。**

日程第17 議案第14号 指定管理者の指定について

○議長（我妻弘国君） **日程第17、議案第14号指定管理者の指定についてを議題といたします。**

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） **ただいま議題となりました議案第14号指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。**

現在、指定管理者制度により管理している柴田町デイサービスセンターさくら苑について、平成24年3月末日をもって期間満了となることから、改めて地方自治法の規定に基づく指定管理者を指定し、平成24年4月1日から施設管理の業務を指定管理者に行わせるものです。

柴田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例等、関係規定に基づき指定の準備を進めてまいりましたが、柴田町公の施設に係る指定管理者選定委員会で審議された結

果を踏まえ、指定管理者の指定をすることについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） それでは、議案第14号指定管理者の指定についての詳細説明をいたします。

議案書41ページとなります。

ただいま町長が提案理由で申し上げましたとおり、柴田町デイサービスセンターさくら苑の指定管理期間が平成24年3月末日をもって終了することに伴い、引き続き施設の管理運営について施設管理の業務を指定管理者に行わせるものです。それに伴い指定管理者の候補者を選定し、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

初めに、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称でございますが、柴田町デイサービスセンターさくら苑であります。

次に、指定をしようとする法人その他の団体につきましては、柴田町大字船岡字迫28番地の1、社会福祉法人常盤福祉会であります。

次に、指定の期間についてでございますが、平成24年4月1日から平成26年3月31日までの2年間とするものであります。

次に、指定管理者選定の経過についてご説明申し上げます。

柴田町デイサービスセンターさくら苑の敷地が常盤福祉会の所有地であり、当該用地を町が無償で借用している経過があることや、前回の指定管理についても、施設が常盤福祉会の経営している特別養護老人ホーム常盤園に併設され、一体的に運営されている経過があるため、社会福祉法人常盤福祉会を公募によらずに単独指名いたしました。

2月6日に開催しました指定管理者選定委員会において、提出された申請書をもとに現在行っている福祉サービスの事業実績、経営状況、提案された事業計画や収支予算案等を審査した結果、社会福祉法人常盤福祉会を指定管理者の候補者として選定したものであります。

指定の期間を2年間としましたのは、常盤福祉会の土地に町の公の施設のデイサービスセンターさくら苑を設置してあることから、土地と建物の関係等協議していかなければならないため、長期の期間設定にしないこととしたためであります。これまでも町と常盤福祉会の

間で協議をしてきたところですが、これからの指定期間内にデイサービスセンターを利用している高齢者が戸惑うことのないようにしながら、事業を継続的に移行できるような条件整備を図ってまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- 議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。** 質疑ありませんか。17番白内恵美子さん。
- 17番（白内恵美子君） 過去3年間の利用者数はどのようになっているのでしょうか。
- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。
- 福祉課長（駒板公一君） お答えいたします。

平成23年度はまだ年度途中でございますので、平成20年度から22年度まで申し上げますと、さくら苑利用者が介護予防が24人でございます。件数として1,603人、通所介護利用者が53人、件数として4,863人、計としますと77人の件数が6,466件となります。平成21年度になります。介護予防利用者が26件、件数が1,466件、通所介護が61名の件数が6,104件、合計としまして87件の7,570件。平成22年度、介護予防が利用者として21名、件数が1,270件、通所介護が70名の5,947件、計で91名、件数が7,217件でございます。稼働率で申し上げますと、大体80%前後、これは定員に対する1日平均利用者数の算出なんですけど、8割方の利用稼働率という状況になっております。

- 議長（我妻弘国君） 再質問、よろしいですか。ほかにありませんか。12番舟山彰君。
- 12番（舟山 彰君） 選定委員会で審議して、その経営状況とか勘案して決めたということなんですけど、ふだん町として指定管理者ということをお願いするからには、サービスの内容がどうなっているというような、ふだんのチェックというのはどのようにされているのでしょうか。ここはデイサービスでしょうけれども、ここに何も限るというんではなくて、今介護施設等で老人等への虐待というような問題、新聞等に出ておりますけれども、ここではそういうことはあり得ないと思うんですが、ふだんどのような、そういう意味では町でチェックといたしましょうか、しているのでしょうか。

- 議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。福祉課長。
- 福祉課長（駒板公一君） さくら苑については、指定管理の協定を結んで事業を行っていただいておりますので、定期的な報告義務がございます。それによって利用実績とか、人数件数等の把握をしております。問題点等というお話でございますが、苦情の申し立て、また事故あれば必ず第一報連絡もらうという、これはさくら苑のみならずそういう介護事業所につきましても、事故あるときは必ず連絡もらうというシステムをとっておりますので、それを推

移を見ながらお願いしているという状況でございます。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第14号、指定管理者の指定についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第15号 23災第11044号外道路災害復旧工事（町道槻木
172号線外1路線）請負契約について

○議長（我妻弘国君） 日程第18、議案第15号23災第11044号外道路災害復旧工事（町道槻木
172号線外1路線）請負契約についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第15号23災第11044号外道路災害復旧工
事（町道槻木172号線外1路線）請負契約についての提案理由を申し上げます。

このたびの道路災害復旧工事は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴い、道路
舗装に亀裂等が生じ、車両通行時に支障を来していることや、騒音を発生させていることか
ら、通行者の安全と近接住宅環境の復旧を図るため、道路災害復旧事業として国の査定を受
け、工事発注の準備を進めてまいりました。

このたび実施設計が完了しましたので、1月23日契約業者指名委員会にて指名業者を決定
し、2月10日入札執行いたしました。

指名業者は、前田道路株式会社仙台南営業所、世紀東急工業株式会社宮城営業所、株式会
社ガイアートT・K東北支店、東亜道路工業株式会社宮城営業所、東北ニチレキ工事株式会
社、大林道路株式会社東北支店、鹿島道路株式会社北日本支店、庄司建設工業株式会社仙台
支店の8社に決定し、全社参加により入札を執行した結果、大林道路株式会社東北支店と

4,848万9,000円で工事請負仮契約を締結いたしましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。最初に、財政課長。次、都市建設課長。

○財政課長（水戸敏見君） まず、入札契約にかかわる内容をご説明いたします。

議案書43ページになります。

本議案は、町道槻木172号線外1路線道路災害復旧事業の請負契約にかかわる内容となります。

2月10日、入札により施工業者選定を行い、請負仮契約を終えたことから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

契約に至る入札等の状況です。工事請負契約案件資料とした別冊資料で説明申し上げます。

2ページお開きください。

今回の入札契約の方法については、表記の8業者による指名競争入札といたしました。工事設計額が5,000万円を超えており、今年度の入札方針では一般競争入札に該当する案件でしたが、県内各地で入札参加者なし、入札不調、その事例が多発していることから、今回はあえて指名競争入札としました。

工事が道路舗装業務であり、町内には該当業者がないことから、経営審査点Aランクにある県内の施工業者8者を指名いたしました。入札の執行日は2月10日、予定価格5,424万6,000円、指名競争入札ですので、最低価格は設けていません。この入札の結果、大林道路株式会社東北支店が応札額4,618万円で落札されました。契約金額は、消費税を加算し4,848万9,000円となります。

以上、入札契約にかかわる状況です。

○議長（我妻弘国君） 次、都市建設課長。

○都市建設課長（大久保政一君） それでは、工事関係の詳細説明を申し上げます。図面を見ていただきたいと思います。

まず、丸で囲まれているところが位置図であります。2路線あります。槻木172号線と槻木

114号線であります。まず、場所については旧国道4号線ということで、白幡柴田バイパスの立体交差から、付近から柴田観光タクシーですか、町道認定されている路線がまず一つ、そこからセブンイレブン、新しくできましたけれども、そこから駅に向かう町道114号線2路線であります。

今回の工事の概要であります、槻木172号線が延長にして863.5メートルであります。表層工、それから上層路盤工ともに6,700平米であります。そして、114号線が延長60メートル、表層工、上層路盤工、下層路盤工ということでおのおの427平米であります。

次の図面をお願いします。

まず、下の横断図から説明をしてみたいと思います。

今回、災害で工事をやる部分は車道部分のみであります。8メートルであります。今回実施する内容であります、表層工5センチ、そして上層路盤としてアス安定の処理8センチ、トータルで18センチの舗装の打ちかえを行います。

それでは、上の平面図をお願いします。

まず、柴田観光タクシーから建物、あるいは会社関係をぐっと読み上げていきたいと思えます。

柴田観光タクシー、そしてN T Tの仙南支所・支店、または伊藤印刷所、そして大沼ソーイング、次の図面をお願いします。秋本木材株式会社、そして次の図面もお願いします。そして旧国道4号線ですので、山寿商店前を通りまして、最終的には柴田バイパスの立体交差手前でという事業であります。これにつきましては、先ほど説明したとおり延長で863.5メートルの舗装の打ちかえを行うものであります。

次の図面をお願いします。

次の図面は、槻木114号線であります。これにつきましては、駅前に行く道路でありまして逢隈旅館、そして大沼商店のちょうど真ん中の道路であります。これにつきましては、60メートル、そして幅員については7.1メートルの舗装の打ちかえを行います。

右側の標準横断図をごらんください。

今回表層工5センチ、上層路盤としてアス安定8センチ、そして下層路盤として10センチの打ちかえを行います。

以上でございます。よろしくをお願いします。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。** 質疑ありませんか。14番星吉郎君。

○14番（星 吉郎君） 槻木地区の道路改修ということで始まるわけですが、これは道

路だけだという話は重々聞いているんでありますが、できれば歩道もしてほしいなという要望も話したところでありましたが、できないということでもあります。要するに雨が降った場合、雨水対策でやっぱり側溝、道路が今度よくなりますと浸透するより流れるのが多くなる。ましてや私も一般質問をしている話ではありますが、その雨水が道路から民地の方に入りますと、また冠水云々ということでちょっと懸念されますので、その辺の下りをよくするようにお願いしたいなと思っております。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（大久保政一君） 現在舗装になっておりますので、雨が降った場合の流出計数といいますか、水の流れる量はまず変わらないと、同じということでもあります。問題は側溝関係ですけれども、これについては今基礎調査を実施しておりますので、それに倣って将来計画的に改修、そういうものを進める方向で考えております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○14番（星 吉郎君） わかりました。道路だけでなく、お願いするんでしたら、歩道の件もお願いしてほしいなと思っておりますが、一言お願いしたいなと。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（大久保政一君） 今回は3・11の大震災ということで、道路に亀裂が入ってかなり走行、あるいは車両の安全確保にうまくないということで、今回災害の適用になりましたので、歩道の方は縁石にも全然クラックといいますか、全然被害がいないんです。ですから、今回は国災ということで、査定を受けた内容で車道だけ今回復旧するということでもあります。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。ほかに、12番舟山彰君。

○12番（舟山 彰君） 済みません、資料を見ていたんですけれども、工事期間というのはいつからいつまでというか、それと図面が3枚から4枚ぐらいになっていますけれども、例えばこの部分は何月何日から何日ぐらいまでという、町内の主要道路でもあるので、町民にも例えば、町民だけに限らないんですけれども、この区間は大体いつからいつまでとかという、そういうような表示をされるのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（大久保政一君） 工期は一応3月30日を予定してまして、当然繰り越しという形で施工します。交通量がかなり多いです。今のところは査定では、大型機械でアスファルトを壊して、そして舗装を打ちかえするという発注内容なんです。これは災害査定で決

まっているルールとしてそうせざるを得ないんですけれども、今回議決をいただきましたら、業者のほうからどういう案が出てくるかもしれませんけれども、例えば切削、機械で削って行って舗装するとか、それによってかなり内容が違ってきますので、ある程度工法が決まりましたら、あと地域の皆さん、区長さん初めいつごろいつやる、そういうものはきちっとある程度決まりましたら、当然地域の方々にお知らせをしたいと、このように思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 地域というか、例えば広報しばた等で、槻木のこの地区がこういう工事やりますということで、船岡地区とか、ほかの地区の方にもわかるようにというか、今は地元住民という意味での課長の答弁だと思うんですけれども、その点どうですかね。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（大久保政一君） 当然地元ばかりではなくて、旧国道ということでいろいろな方が通りますので、当然お知らせ版等で、広報しばた等で施工箇所、時期、その辺をきちっとPRといいますか、お知らせをしていきたいと、このように思っております。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。再々質問、どうぞ。

○12番（舟山 彰君） これは質問ではなくて、この前テレビで国会議員さんが出ていて、国とかも復旧のためのいろいろな予算は、議決はしたんだけど、それを政治家は執行率が幾らだと言っているけれども、実際の工事の進捗状況は皆無とは言わないけれども、ここに業者が足りないとかで、その実態は進んでいないと、被災地がね。

そういうことで、私もですから、この柴田町として臨時議会で補正予算だ、今度もこれは一つの案件として出ていますけれども、議決はしたけれども、じゃあその工事の進捗率がどうかという点が、ちょっと私たちもぴんとこないようなところがあるので、これは質問でも何でもありません。そういう見方を国民もしている、町民もしているということがあるとだけ私申し上げるので、質問でも何でもありませんけれども、例えば課長としてはいろいろな復旧工事、進捗率がおおよそどのくらいともしも見ているか、答弁いただけるんだっただきたいんですけれども。

○議長（我妻弘国君） わかりました。答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（大久保政一君） 国の査定を受けた、道路関係で言いますと66カ所、公園で2カ所なんですけれども、公園については完成しております。道路の66カ所のうち5カ所完成しております、残りの61カ所については繰り越しの手続きをとということで今考えていると

ころであります。

○議長（我妻弘国君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第15号、23災第11044号外道路災害復旧工事（町道槻木172号線外1路線）請負契約についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

明日午前9時30分から再開いたします。

ご苦労さまでした。

午後1時27分 散 会

上記会議の経過は、事務局長長谷川 敏が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成24年3月8日

議 長

署名議員 番

署名議員 番